

## 伊江村移住定住応援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 伊江村は、伊江村内への移住・定住の促進及び地域づくりの担い手不足の解消に資するため、村へのU・Iターン者に対し、予算の範囲内で移住定住応援給付金（以下「応援金」という。）を交付するものとし、その交付については、伊江村補助金等の交付に関する規則（昭和53年伊江村規則第7号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住とは、永住することを前提として本村の住民基本台帳に記載され、かつ、引き続き5年以上住所を有することをいう。

(2) U・Iターン者とは、住民であった者が就職、就学等のため村外へ転出し、再び村内に転入し定住しようとする者、又は住民であったことのない者で、村内に転入し、定住しようとする者（転勤その他一時的な理由により転入する者を除く。）をいう。

(3) 賃貸住宅とは、本村に所在する借家、アパート。ただし、公営住宅、伊江村移住定住促進住宅、社宅、社員寮、一親等以内の親族が所有する住宅を除く。

### (交付対象者)

第3条 応援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、転入日時時点で50歳未満の者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、村長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 令和6年4月1日以後に本村に転入した者
- (2) 住民票を移す日までの5年以内に、本村に住所を有したことがない者
- (3) 応援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (4) 応援金の申請日から5年以上、本村に継続して居住する意思を有していること。
- (5) Iターン者の場合は、移住相談窓口や移住体験プログラムを利用したことがある者
- (6) 転勤又は、地方公務員採用による転入でないこと。
- (7) 伊江村移住支援金交付要綱（伊江村訓令第28号）の交付金の交付を受けていないこと。
- (8) 地域住民との親睦を図り、地域活動に参加するために行政区に加入していること。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (10) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (11) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- (12) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- (13) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和6年4月1日以後に本村に転入したこと。
- (14) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも給付申請時において転入後1年以内であること。
- (15) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会

的勢力と関係を有する者でないこと。

(16) 本村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(応援金の内容及び金額)

第4条 応援金の内容及び金額は、別表1のとおりとする。

2 交付要件等は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 交付対象者が借り上げる賃貸住宅は、交付対象者本人が契約者となっていること。

(2) 住宅家賃給付金は、交付対象者が転入の日から3年間を交付対象期間とし、賃貸借契約書に定めた家賃を基に金額を決定する。

(3) 住宅家賃給付金は、引越し等で賃貸住宅を変更した場合は、速やかに新しい賃貸借契約書の写しを提出し再申請すること。

(交付の申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊江村移住定住応援金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できるもの）

(2) 移住後の住民票（世帯全員分）

(3) 戸籍の附票又は移住元の住民票の除票の写しなど、本村へ住民票を移す日までの在住期間を確認できるもの（世帯全員分）

(4) 村税等の滞納のない証明書（世帯全員分）

(5) 行政区加入証明書（別記第2号様式）

(6) 住宅家賃給付金の交付を受けようとするものは、賃貸借契約書の写しと住宅手当等がある場合は勤務先の住宅手当が確認できる書類

(7) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を受取り、その内容が相当と認めるときは、伊江村移住定住応援金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、応援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における応援金の交付が不可能である場合は、その旨を申請者に通知する。

(応援金の請求)

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、伊江村移住定住応援金交付請求書（別記第4号様式。以下「請求書」という。）により、村長に応援金を請求するものとする。

(応援金の交付)

第8条 村長は、応援金交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請のあった日から起算して3か月以内に応援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が応援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、伊江村移住定住応援金交付決定通知書再交付申請書（別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 村長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、再交付と朱書きした交付決定通知書を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 村長は、応援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 村外に転出し、又は居住の実態がないと判断したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、村長が相当の理由があると認めるとき。

(返還請求)

第12条 村長は、前条の交付の決定の取消しをしたとき又は、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、応援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害又は病気等のやむを得ない事情があるものとして村長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合は、全額返還。
- (2) 応援金の申請日から3年未満で本村から転出した場合は、全額返還。
- (3) 応援金の申請日から3年以上5年以内で本村から転出した場合は、半額返還。
- (4) その他の重大な事由が明らかになった場合は、その事由に応じた返還を命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区分	交付要件	金額
1 移住定住応援金	沖縄県内から移住してきた世帯 沖縄県外から移住してきた世帯 ※中学生以下の扶養する子ども一人につき5万円を加算	5万円 15万円
2 住宅家賃給付金	交付対象世帯が応援金申請後の日から3年間を交付対象期間とする。 交付は各年度とする	家賃から住宅手当を控除した額の1/2 (上限1万円)